

被相続人居住用家屋等確認申請 (家屋取壊し後の敷地の譲渡) に必要な書類

- ◆ 被相続人が老人ホーム等に入所していた場合は、【④老人ホーム等 (敷地ののみ)】をご確認ください。
- ◆ 家屋+敷地の譲渡の場合は、【①一般】【②老人ホーム等】(耐震家屋+敷地)をご確認ください。
- ◆ 譲渡後に耐震化や取壊しの場合は、【⑤一般】【⑥老人ホーム等】(譲渡後に耐震化・取壊し)をご確認ください。
- ◆ 以下「写し」とは、コピーではありませんので、市役所等で取得した書類をそのままご提出ください。
- ◆ 郵送で確認書の返信を希望される場合は、返信用封筒と切手をご提出ください。

	確認事項	添付書類	レ点
①	相続開始日の直前まで被相続人が居住していたこと 及び 相続開始日 (死亡日)	・ 被相続人の「住民票の除票の写し」 <b>原本</b> ※対象家屋の住所であること。	
②	相続開始日の直前から取壊し日まで、被相続人以外に居住者がいないこと	・ 相続人全員の「住民票の写し」 <b>原本</b> ※発行日が取壊し日以降のもの。 ※相続日から取壊し日までの全期間の相続人の住所が確認できるもの。 異動履歴の確認のため、「住所履歴が記載された住民票の写し」 <b>原本</b> 又は「戸籍の附票の写し」 <b>原本</b> の提出が必要な場合あり。	
③	譲渡日	・ 「不動産売買契約書」 ※契約書で譲渡日が確認できない場合は「土地の登記事項証明書」 <b>原本</b>	
④	相続人の数	・ 「家屋取壊し後の閉鎖事項証明書」と「土地の登記事項証明書」 <b>原本</b> ※建物が未登記若しくは相続登記が未了の場合や換価分割の場合は、「遺産分割協議書」など	
⑤	取壊し日	・ 「家屋取壊し後の閉鎖事項証明書」 <b>原本</b> ※未登記家屋の場合は、解体工事の「見積書」「請求書」「領収書」等のコピーで、所在地・取壊し日・請負業者の全てが確認できる書類一式	
⑥	相続日から譲渡日まで 空き家であり、 利用がなかったこと	以下(i)から(iii)のいずれかの書類 ※左記期間のもの。	
		(i) ・ 電気又はガスの使用中止が確認できる書類 ※閉栓証明書等 (使用中止日が死亡日以降のもの)	
		(ii) ・ 宅建業者が「現状空き家」と表示した広告 ※媒介契約による広告 (業者等が購入後の広告は不可)	
(iii) ・ その他、空き家であったことを容易に認められる書類 ※空き家バンクへの登録を行った証明書等			
⑦	取壊し日から譲渡日まで駐車場等、敷地の利用がなかったこと	・ 取壊し日から譲渡日までの期間に撮影した更地写真 ※日付は手書きでも可	

【お問い合わせ】

〒790-8571

愛媛県松山市二番町4丁目7-2

松山市 都市整備部 住宅課 空き家対策担当

TEL: 089-948-6934 (受付時間 平日 8:30~17:00)